

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（1世帯当たり10万円）及び 低所得者の子育て世帯への加算（児童1人当たり5万円）対象者ファイル	
行政機関等の名称	逗子市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する生活支援金の支給のために利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5続柄、6課税状況、7口座情報、8個人番号	
記録範囲	令和 5 年12月 1 日に逗子市の住民基本台帳に記録がある者で、世帯全員の令和 5 年度住民税均等割が非課税の世帯及び令和 5 年度均等割のみ課税世帯	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、市県民税システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 逗子市総務部情報公開課	
	（所在地） 〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番16号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	－	